

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年12月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年11月中旬～2024年12月中旬）

- 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定
- モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン

II. 中国法務の現場より

- 日中間の入国手続の緩和

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年11月中旬～2024年12月中旬）

◆ 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定¹

国家薬品监督管理局 2024年11月13日公布、2025年7月1日施行

1. はじめに

海外医薬品流通許可保有者（以下「海外保有者」という。）に対する管理を強化し、海外保有者とその指定する国内責任者（以下「国内責任者」という。）の権利と責任を明確にし、海外保有者のライフサイクル全体における主体的な責任を全面的に確実化するため、国家薬品监督管理局は薬品管理法²やワクチン管理法³及びその他関連法規に従って、海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定（以下「暫定規定」という。）を制定した。暫定規定は2024年11月13日に公布され、2025年7月1日より施行される。

暫定規定の制定に際し、国家薬品监督管理局は、医薬品管理法の改正に伴う制度設計の要求と、海外保有者に対する監督管理において直面する主な問題を十分に考慮した上で、EU、米国、英国、日本などの国や地域の法律・規則を対比研究し、また、意見公募や業界代表者との座談会などの方式を通じて、各方面の要望を十分に把握し、移行期などについても検討した⁴。

暫定規定は全18条からなり、国内責任者の条件、義務、監督管理等について、比較的に詳細な規定をした。暫定規定の制定と公布は、海外医薬品が国内での流通後の主体責任の着実な実施の強化や医薬品品質の安全保障に有益である。以下では、暫定規定において特に重要と思われるポイントを整理して紹介する。

2. 要点とコメント

(1) 国内責任者の条件

暫定規定によれば、国内責任者は以下の4つの条件を同時に備える必要がある⁵。

- 中国国内に設立された企業法人であること
- 医薬品流通許可保有者の義務を履行するのに適応した品質管理体系を有すること
- 医薬品流通許可保有者の義務を履行するのに適応した機関と人員を有し、専門の人員が独立して医薬品の品質管理活動を担当すること
- 適切な事務所を有すること

以上の条件から、代表処や支社等独立した法人資格を備えない組織機構は国内責任者となることができないことが分かる。また、必須条件として「薬品経営許可証」が列挙されていないことから、国内責任者が必ず「薬品経営許可証」を保有するとは制限されていないと考えられる。

法令上、国内責任者が上記の条件を備えていない場合、省レベルの医薬品監督管理部門は期限を定めて改善を督促しなければならない。改善後も依然として相当な条件を備えていない場合は、対応する海外医薬品に対して販売停止、輸入停止などの措置を講じる⁶とされているが、「流通許可保有者の義務履行に適合する品質管理体系、機関等」については現時点で明確な基準がない

¹ 「境外药品上市许可持有人指定国内责任人管理暂行规定」

² 「中华人民共和国药品管理法」

³ 「中华人民共和国疫苗管理法」

⁴ <https://www.cnpharm.com/c/2024-12-20/1063300.shtml>

⁵ 暫定規定第4条

⁶ 暫定規定第15条

ことを鑑みて、省レベルの医薬品監督管理部門が国内責任者の資質をどのように考察するかは更に検証する必要がある。

(2) 国内責任者の指定方針、指定時・変更時の報告、開示

ア 指定方針

中国国内で流通される単一の医薬品品種について、海外保有者はそれに対して唯一の国内責任者を指定しなければならないが、同一の国内責任者は異なる海外保有者や異なる海外医薬品品種の指定を受けることができるとされている⁷。従って、国内責任者は同時に複数の海外保有者の国内責任者であることが可能で、海外保有者が複数の品種を中国国内で流通している場合、異なる国内責任者を指定することもありうる。

イ 指定時・変更時の報告

海外保有者は医薬品の初回輸入販売前に、国家医薬品業務応用システム⁸を通じて、国内責任者の所在地の省レベルの医薬品監督管理部門に、その指定した国内責任者を報告するとともに、指定した国内責任者に対する授権書類をアップロードしなければならない⁹とされている。

また、海外保有者が国内責任者を変更する場合は、授権書が発効してから15営業日以内に、国家医薬品業務応用システムを通じて、変更後の国内責任者の所在地の省レベルの医薬品監督管理部門に報告しなければならない¹⁰とされている。

ウ 関連情報の開示

国内責任者の関連情報の開示について、その名称、住所、連絡先について、医薬品の説明書に記載することが義務付けられている¹¹。また、国家医薬品監督管理局が国内責任者の関係情報を公開し、一般民衆がこれらの情報を閲覧する権利があるとされている¹²。

(3) 国内責任者の義務

国内責任者と海外保有者は共同で以下の義務を履行する。

- 医薬品の品質と安全性に責任を持ち、医薬品の流通後の品質保証システムを確立し、継続的な品質保証とリスク管理能力を確保する。
- トレーサビリティ制度の設置と実施に責任を持ち、流通後の医薬品の追跡を確保し、規定に従って、トレーサビリティ情報を提供する。
- 医薬品年次報告制度を設置・実施し、規制に基づいて、中国における関連医薬品の製造・販売、流通後調査、リスク管理などの状況を報告する。
- 流通後の医薬品変更および医薬品再登録管理システムを設置・実施し、規制に従って変更をする。
- ファーマコビジランスシステムを設置し、流通されている医薬品の副作用や薬物使用に関連するその他有害な反応に対する監視、特定、評価、制御を展開する。

⁷ 暫定規定第7条

⁸ 国家医薬品業務応用システムの利用方法について、新規企業ユーザーは、まず国家医薬品監督管理局の政務サービスポータル (URL: <https://zfwf.nmpa.gov.cn/>) にアクセスして登録をしなければならない。すでに政務サービスポータルのユーザーアカウントを持っている場合は、「法人ログイン」を選択した後、「医薬品業務応用システム」を紐付けることができる。システムにログイン後の報告の具体的な操作手順については、国家医薬品業務応用システム(情報収集類)の「ヘルプドキュメント」の中の国内責任者情報報告操作マニュアルを参照することができる。

⁹ 暫定規定第5条

¹⁰ 暫定規定第8条第1項

¹¹ 暫定規定第7条第2項

¹² 暫定規定第10条

- 医薬品の流通後回収、品質に関する苦情等に対応し、規定に従って所在地の省、自治区、直轄市の医薬品監督管理部門に報告する。
- 規定に従って標準物質を中国食品医薬品検定研究院に提出し、医薬品監督管理部門が組織・実施するサンプリング検査、ロットリリースおよびその他の関連業務に積極的に協力する。
- 海外保有者との連絡に責任を負い、医薬品監督管理部門が海外保有者の生産拠点に関する査察、調査、法令違反の調査・取締に協力する。
- その他法令に定められた義務。

前記の通り、暫定規定では国内責任者と海外保有者が共同で義務を履行することを明確にしたが、具体的にどのようにして共同履行するかについては、明確な規定がない。よって、両者間の職責分担は依然として両者間の協議に大きく依存している。そのため、協議において職責分担と求償メカニズムを明確にすることが重要といえる。

(4) 義務不履行の場合の責任

国内責任者が本規定第 11 条の義務を履行せず、輸入医薬品に安全上の懸念が生じるおそれがある場合、省、自治区、直轄市の医薬品監督管理部門は監督検査の状況に基づき、注意喚起、面談、期限付きの改善指示、販売・使用・輸入の一時停止などの措置を講じ、且つ検査・処理結果を速やかに公表しなければならない¹³。

なお、(3) アの通り、同一主体が異なる海外保有者の国内責任者を務めることができることから、その主体がそのうち、1 社のための義務を履行せず、または適法に履行していない場合、その主体が担当するその他医薬品にも販売や輸入の停止といった処罰が及ぶのか、さらには他の海外保有者にも影響するのかは、実践によって確認する必要がある。

(5) 移行期間について

海外医薬品の説明書の調整などが必要になることや海外所有者のよる報告資料の用意事項等が考慮され、施行日の 2025 年 7 月 1 日まで約 8 ヶ月の移行期間が与えられている¹⁴。暫定規定が施行前に既に販売されている海外医薬品の場合、移行期間内に要求に従って国内責任者を指定し、報告して関連資料を提出すればよく、2025 年 7 月 1 日以降の、海外医薬品は、暫定規定の要求に符合し、初回輸入前に指定と報告をすればよい。

◆ モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン¹⁵

国家インターネット情報弁公室 2024 年 11 月 15 日公布

1. はじめに

未成年者のネットワーク保護は国家の未来と民族の希望に関わり、数億の家庭の幸福と安寧にも関わっているため、近年来、社会各界からの注目を集めており、立法の焦点にもなっている。2016 年 11 月に公布されたサイバーセキュリティ法には、未成年者のネットワーク保護に関する専門規定が追加され、2020 年 10 月に改定された未成年者保護法¹⁶¹⁷には、ネットワーク保護の専門章

¹³ 暫定規定第 16 条

¹⁴ <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gov.cn%2Fzhengce%2Fzhengcek%2F202411%2FP020241115454223125154.doc&wdOrigin=BROWSELINK>

¹⁵ 「移动互联网未成年入模式建设指南」

¹⁶ 「未成年人保护法」

¹⁷ 2020 年の改正は 3 番目の改正で、現行法は 2024 年 4 月 26 日の 4 番目の改正版である。

が新設され、ネットワーク情報内容の規範化、ネットワーク依存症の防止などの要求が明確にされた。さらに、2023年10月に初めての未成年者ネットワーク保護の専門的法令として、公布された未成年者ネットワーク保護条例¹⁸（以下「保護条例」という。）において、未成年者モードの建設要求が明確化され、未成年者ネットワーク保護に関する全面的な枠組みと原則的な要求が規定された。

こうした法規制の要求を具現化し、未成年者モードによるネットワーク依存を防止し、コンテンツ構築を最適化する面における積極的な役割を十分に発揮し、より健全で安全なネットワーク環境を作り出すために、国家インターネット情報弁公室は、これまでの有効な実践経験を整理したうえで、モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を制定し、2024年11月15日に公布した。

本ガイドラインは未成年者モード建設に関する全体的な方案を提出し、モバイルスマート端末（以下「端末」という。）、アプリケーションプログラム（以下「アプリ」という。）及びアプリ配布プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）などが共同で未成年者モード建設に参加し、分散した機能を統合化し、段階化した保護を一体化し、未成年者ネットワーク保護の「三重の防線」を築き固めることを奨励・支持している¹⁹。

本ガイドラインは全部で7章あり、異なる主体の具体的な建設任務を細分化し、端末、アプリ、プラットフォームの「三者連動」「ワンキー起動」などの技術標準を統一し、企業が未成年者ネットワーク保護義務を履行するための指針を提供している。以下では、暫定規定において特に重要と思われるポイントを整理して紹介する。

2. 要点

(1) 適用対象

本ガイドラインは主に端末、アプリ、プラットフォームを対象としており、未成年者モードの開発、建設、運営及び管理に適用される²⁰。端末、アプリ、プラットフォーム等企業側にとって、本ガイドラインはモード建設の「指針書」であり、各主体が未成年者ネットワーク保護条例の要求を実行するように指導している。また、保護者や未成年者等ユーザー側にとって、本ガイドラインはモード使用のための「説明書」であり、未成年者が端末を使用する際に未成年者モードを起動することを奨励し、様々な便利な機能とサービスを通じて、未成年者が良好なインターネット利用習慣を形成するように導く。

(2) 通用規範

ア 三者連動

端末、アプリケーションおよびプラットフォームは必要なインターフェースとデータ共有を通じて、三者連動を実現し、時間管理、コンテンツ管理、権限管理などの機能を提供する。未成年者モードには自動切り替え機能があり、端末で未成年者モードをワンクリックで起動・終了した後、アプリケーション及プラットフォームが自動的に同期して切り替わる。保護者または未成年者ユーザーが複数の端末で統一設定を行えるようにサポートする²¹。

¹⁸ 「未成年者ネットワーク保護条例」

¹⁹ <https://news.cctv.com/2024/11/19/ARTIvZTCYUmItLHENPLTUAVc241119.shtml>

²⁰ 本ガイドラインの二

²¹ 本ガイドラインの三の(一)

イ 使用時の利便さ

未成年者モードには違法および有害情報を効果的に識別し、個人情報権益を保護し、ネットワーク依存を予防し、保護者の監護を容易にするなど多様な機能を備えるべきである。同時に、デフォルト設定を提供し、個性化の調整を許可し、便利な苦情・通報チャンネルを設立すべきである²²。

ウ 分齡原則

異なる年齢層の未成年者の心身発達の特徴と認知能力に基づいて、製品のタイプ、コンテンツ、機能などの要素を評価し、未成年者に適齡の製品とサービスを提供すべきである²³。

(3) 端末に対する要求

ア 基本的要求

未成年者モードの入口設定は、最簡素化の原則に従わなければならない。ユーザーは起動時の通知、デスクトップアイコン、システム設定など最低3種の方法で未成年者モードにアクセスできる。初回ログイン時には、誕生日の設定、年齢または年齢帯の選択などが可能で、複数の未成年者ユーザーの設定も許される。未成年者モードを退出するには、保護者の承認が必要である²⁴。

イ 使用時間の管理

異なる年齢層の未成年者ユーザーに対して、差別化された使用時間管理サービスを提供する。例えば、16歳未満のユーザーには、原則として1時間を超えない使用時間を推奨し、16歳以上18歳未満のユーザーには、原則として2時間を超えない使用時間を推奨する。また、保護者による免除操作も可能である。さらに、未成年者が連続して30分以上使用した場合、端末は休憩の通知を出す必要がある。毎日22時から翌朝6時までの間は、原則として未成年者にサービスを提供しないが、保護者による免除は可能である²⁵。

ウ 回避防止の要求

未成年者モードには回避防止機能を具備する必要がある。退出や出荷時の設定に戻すなどの操作を行う場合、保護者の承認が必要である。同時に、モードのアイコンが常にデスクトップの目立つ位置に表示され、アンインストール、凍結、隠蔽にされないようにするとともに、プロセスが強制終了されないようにし、システムの日付と時刻の変更もできないようにする必要がある²⁶。

エ その他の要求

端末には、技術的手段を用いて未成年者の使用時に発生する危険を低減または排除することが奨励される。子供用スマートウォッチ、早期教育機器などの子供向けスマートデバイスや、VR/AR ウェアラブルデバイスが未成年者にサービスを提供する際には、本ガイドラインを参照して関連設定を規範化する必要がある²⁷。

²² 本ガイドラインの三の(二)

²³ 本ガイドラインの三の(三)

²⁴ 本ガイドラインの四の(一)

²⁵ 本ガイドラインの四の(二)

²⁶ 本ガイドラインの四の(三)

²⁷ 本ガイドラインの四の(四)

(4) アプリに対する要求

ア 適齢コンテンツの推薦

アプリ提供者は、未成年者向けの専用コンテンツプールを構築すべきである。異なる年齢層に応じて適齢な優質なコンテンツを推奨する。例えば、3歳未満の場合、子守歌、啓蒙教育などの親子同伴型のオーディオコンテンツを、3歳以上8歳未満の場合、啓蒙教育、趣味素養、教養教育などのコンテンツを、8歳以上12歳未満の場合、教養教育、知識の普及、生活スキル、前向きな娯楽コンテンツとその年齢層の認知能力に適したニュース情報などを、12歳以上16歳未満の場合、教養教育、学科教育、知識の普及、生活スキル、前向きな娯楽コンテンツとその年齢層の認知能力に適したニュース情報などを、16歳以上18歳未満の場合、当該年齢層の認知能力に適した、健全で前向きなコンテンツをそれぞれ推奨する²⁸。

イ コンテンツセキュリティ管理の強化

アプリ提供者は、コンテンツを厳格に審査し、法律法規および社会道徳に適合し、暴力、エロ、恐怖などの有害情報がなく、前向きなエネルギーを積極的に伝播し、未成年者が正しい価値観を樹立するように導くべきである²⁹。

(5) プラットフォームに対する要求

ア 未成年者専用ゾーンの設置

プラットフォームは未成年者専用ゾーンを設け、未成年者の年齢特性と趣味に基づいて、適当なアプリを推薦し、教育、知育、科学普及、読書、音楽、スポーツなど、未成年者の心身の健康に有益なアプリが未成年者専用ゾーンに配信する³⁰。

イ アプリの管理

プラットフォームは、法律法規等の関連要求に従って、未成年者モード下でリリース・更新されるアプリを審査し、未成年者モードの要件を満たすことを確保し、リリース審査、日常管理、応急処置などの管理措置を完備し、違反したアプリケーションに対して法律と契約に基づいて適切な処置措置を講じるべきである³¹。

執筆担当：李 成慧

²⁸ 本ガイドラインの五の(一)

²⁹ 本ガイドラインの五の(二)

³⁰ 本ガイドラインの六の(一)

³¹ 本ガイドラインの六の(二)

II. 中国法務の現場より

日中間の入国手続の緩和

中国外交部は 2024 年 11 月 22 日付けで日本を含む 9 か国に対して 2024 年 11 月 30 日から 2025 年 12 月 31 日までに商用、観光、親族・友人訪問、交流訪問の短期滞在ビザを免除する措置を実施する（以下「ビザ免除措置の再開」という。）と発表した。また、ビザ免除での滞在期間は以前の 15 日から 30 日に延長されることになった。

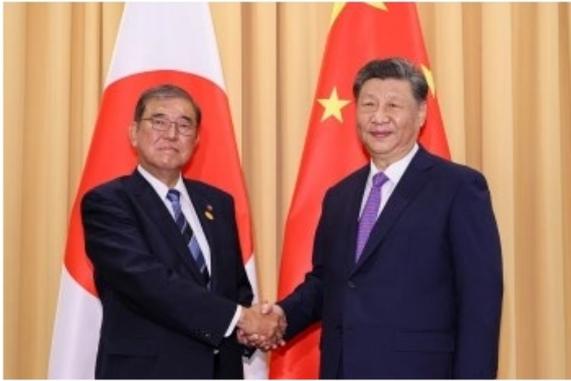


（ビザ免除措置の再開に関する外交部の通知）

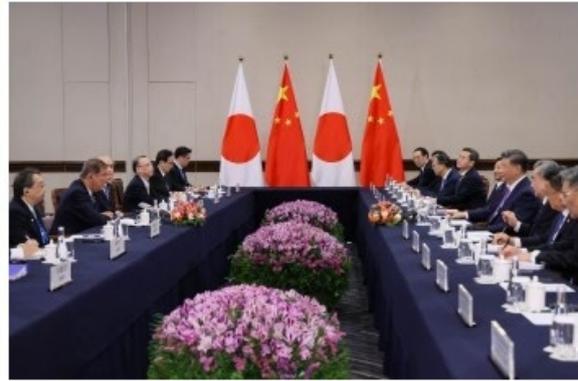
2003 年より、日本はシンガポール、ブルネイとともに中国のビザ免除措置の対象国となり、15 日以内の短期滞在の場合はビザなしで中国に入国することができ、ビザ免除措置は出張や旅行などで中国を訪れる多くの日本人が利用していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を機に 2020 年 3 月から、日本人に対する短期滞在のビザを免除する措置を停止していた。

2023 年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症は収束に向かっており、社会活動が正常化するに伴い、日本から中国へのお出張者が増加しつつあったところ、ビザの免除措置が停止されていたことは中国出張者への大きなハードルとなっていた。そのため、日本政府や経済界は中国側にビザ免除の再開を要望してきたが、中国側は「相互主義」を主張し、中国人の訪日ビザを免除することを条件として要求し、日中間の入国手続の緩和措置に関する検討は長い間棚上げとなっていた。

その中で、今年 11 月 15 日（現地時間）、2024 年 APEC 首脳会議に出席した石破茂内閣総理大臣は、南米ペルーの首都リマで習近平中国国家主席と首脳会談（以下「日中首脳会談」という。）を行い、日中の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の推進、首脳レベルを含む人的な相互往来に取り組む方針で一致した。今回のビザ免除措置の再開は、中国政府が日中首脳会談の結果を受けて決めたものと思われる。



日中首脳会談



日中首脳会談

(内閣府提供)

前述のとおり 2020 年 3 月に日本人に対する中国短期滞在ビザの免除措置が停止されて以降、中国ビザ取得の手続きが煩雑であることもあり、企業の間では中国への出張の優先度を下げるなどビジネスへの影響も出ていた。今回のビザ免除措置の再開は、中国現地でのビジネスを後押しする動きとなり、日本企業からはビジネス環境の改善につながるものとして歓迎の声が上がっている。

また、中国に赴く人が増えると両国間の往来が活発化し、航空便が増えて安くなったり、直行便で行ける場所が増えたりするので、中国人にとっても日中間の移動がより行きやすい環境になると思われる。

なお、日中首脳会談の結果を受け、日本政府も中国人の訪日ビザの発給要件を緩和する方向で調整していることがわかった。2024 年 12 月 4 日の報道によれば、外務省や法務省などにおいては、中国人の訪日ビザの申請手続きの簡素化、複数回渡航できる数次ビザの対象拡大、訪日ビザの有効期間の拡大などを近く検討するようである。

今後、日中間の入国手続の緩和措置により、日中両国間の人的交流が一層円滑になることが期待される。

執筆担当：邢 沂晨

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2024 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト 中国「双十一」セールにおける3つの変化
2024 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークデータ安全管理条例 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の不法行為編の適用に関する解釈（一） 	<ul style="list-style-type: none"> センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 標準契約条項の届出実務を振り返って
2024 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版） 	<ul style="list-style-type: none"> 【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
2024 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント） 	<ul style="list-style-type: none"> 初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
2024 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 会社法適用の時的効力に関する若干規定 	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 競業避止義務と営業秘密保護について
2024 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 日中における著作権保護期間の差異
2024 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和國関税法 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定 	<ul style="list-style-type: none"> 北京市の住宅購入規制の緩和措置
<u>2024年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024年版） 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024年版)の印刷・公布に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
<u>2024年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国家秘密保護法（2024年改正） 消費者権益保護法実施条例 	<ul style="list-style-type: none"> AIが生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成AIサービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI関連発明審査基準 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 データの越境流動の促進と規範規定について
<u>2024年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者集中申告基準について
<u>2024年1月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 会社法（2023年改正法） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度
<u>2023年12月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
		<ul style="list-style-type: none"> • AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 • ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について • グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて • 専利法実施細則改正内容の公表

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024 年 12 月 27 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール*

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

*ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による